

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成28年5月19日(2016.5.19)

【公開番号】特開2013-3153(P2013-3153A)

【公開日】平成25年1月7日(2013.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-001

【出願番号】特願2012-138800(P2012-138800)

【国際特許分類】

G 01 N 35/02 (2006.01)

【F I】

G 01 N 35/02 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年3月29日(2016.3.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生体試料を含むサンプル管(12)を処理するシステム(900)であって、前記システム(900)が試料を処理するための2つまたは3つ以上のワークセル(901～909)を含んでおり、

前記2つまたは3つ以上のワークセル(901～909)のそれぞれが、診断目的での試料の定性的評価および/または定量的評価を含む試料の検出、検出前の試料の分類および/または調整、ならびに、検出後の試料の保管および/または廃棄のいずれか1つのみを実行するように構成され、

前記システムが、前記2つまたは3つ以上のワークセル(901～909)のうち第1ワークセルおよび第2ワークセルのそれぞれと対応して、

前記ワークセルにより処理されるように前記サンプル管から一定量の前記試料を抜き取るため、および/または一定量の液体を前記サンプル管に分注するためのピペットユニット(921～928)、および

前記サンプル管に含まれている試料の少なくとも1つの試料パラメータを測定するための分析ユニット(931、937)

のうち少なくとも1つを含み、

前記システム(900)がさらに、前記第1ワークセルおよび前記第2ワークセルのそれぞれ用に、前記サンプル管(12)から閉止部材(11)を取り除くため、および、別のワークセル(901～909)に移送される前に、前記サンプル管(12)を再閉鎖するためのキャップ除去/再キャップ装置(911～918)を備えることを特徴とするシステム(900)。

【請求項2】

前記キャップ除去/再キャップ装置が、それが閉止部材を把持および保持するための閉止部材グリッパーを備えた少なくとも1つの閉止部材保持部と、

前記閉止部材を取り除く場合に、サンプル管およびその閉止部材を互いから離すようにバイアスをかけ、前記サンプル管を当初の同一の閉止部材を用いて再閉鎖する場合に、前記サンプル管および前記閉止部材を互いに向かうようにバイアスをかけるために、前記閉止部材グリッパーと協働する少なくとも1つの管グリッパーとを備える請求項1記載のシステム。

【請求項 3】

前記キャップ除去／再キャップ装置がキャップ除去ステーションおよび再キャップステーションを備え、

前記閉止部材グリッパーが前記サンプル管から前記閉止部材を取り除くためにキャップ除去側管グリッパーと協働するキャップ除去ステーションから、前記閉止部材グリッパーが同一の前記閉止部材を用いて同一の前記サンプル管を再閉鎖するために再キャップ側管グリッパーと協働する再キャップステーションまで、前記閉止部材保持部が移動可能である請求項2記載のシステム。

【請求項 4】

前記閉止部材グリッパーが受動型であり、前記キャップ除去／再キャップ装置がさらに、前記サンプル管から前記閉止部材を取り除く場合、またはそれぞれの前記閉止部材を用いて前記サンプル管を再閉鎖する場合に、受動型の前記閉止部材グリッパーを作動させるため、少なくとも1つのアクチュエータを備える請求項2または3記載のシステム。

【請求項 5】

前記アクチュエータが、前記閉止部材が前記サンプル管から取り除かれなければならない場合、または前記サンプル管がそのそれぞれの前記閉止部材を用いて再閉鎖されなければならない場合に、前記閉止部材保持部の受動型の前記閉止部材グリッパーに連結され、前記閉止部材保持部が閉止部材を保持している場合に、受動型の前記閉止部材グリッパーから連結を解かれる請求項4記載のシステム。

【請求項 6】

キャップ除去ステーションおよび再キャップステーションを備え、キャップ除去アクチュエータおよびキャップ除去側管グリッパーが、前記サンプル管から閉止部材を取り除き、それによって前記サンプル管を開放するために受動型の前記閉止部材グリッパーと協働する前記キャップ除去ステーションから、再キャップアクチュエータおよび再キャップ側管グリッパーが、同一の前記サンプル管を同一の前記閉止部材を用いて再閉鎖するために同一の受動型の前記閉止部材グリッパーと協働する前記再キャップステーションまで、前記閉止部材保持部および前記サンプル管が移動可能である請求項5記載のシステム。

【請求項 7】

診断目的での試料の定性的評価および／または定量的評価を含む試料の検出、検出前の試料の分類および／または調整、ならびに、検出後の試料の保管および／または廃棄のいずれか1つのみを実行するようにそれぞれ構成された第1ワークセルおよび第2ワークセルを含むシステム（900）を用いて、サンプル管を処理するための方法であって、前記方法が、

- a) 閉止部材により閉鎖されている前記サンプル管を第1ワークセルに移送する工程と、
- b) 前記第1ワークセルに対応する第1キャップ除去／再キャップ装置を用いて前記サンプル管から前記閉止部材を取り除く工程と、
- c) 前記第1ワークセルで処理されるため、および／または一定量の液体を前記サンプル管に分注するため、および／または前記第1ワークセルに対応する少なくとも1つの分析ユニットを用いて少なくとも1つの試料パラメータを測定するために、前記第1ワークセルに対応する少なくとも1つのピペットユニットを用いて少なくとも1つの試料の分注分を前記サンプル管から抜き取る工程と、
- d) 前記第1キャップ除去／再キャップ装置を用いて前記閉止部材で前記サンプル管を再閉鎖する工程と、
- e) 前記閉止部材で再閉鎖された前記サンプル管を第2ワークセルへ移送する工程と、
- f) 前記第2ワークセルに対応する第2キャップ除去／再キャップ装置を用いて前記サンプル管から前記閉止部材を取り除く工程と、
- g) 前記第2ワークセルで処理されるため、および／または一定量の液体を前記サンプル管に分注するため、および／または前記第2ワークセルに対応する少なくとも1つの分析ユニットを用いて前記試料の少なくとも1つの試料パラメータを測定するために、前記第2ワークセルに対応する少なくとも1つのピペットユニットを用いて少なくとも1つの試

料の分注分を前記サンプル管から抜き取る工程と
を含んでいる方法。

【請求項 8】

前記サンプル管から取り除かれた前記閉止部材と同一の閉止部材を用いて前記サンプル管
を再閉鎖する工程を含んでいる請求項 7 記載の方法。

【請求項 9】

前記閉止部材が取り除かれているか、および／または前記サンプル管が対応する前記閉止
部材で再閉鎖されているかを決定し、対応する前記サンプル管を再閉鎖し損なった前記閉
止部材を廃棄することによって、および／または前記サンプル管を新しい閉止部材で再閉
鎖するように前記システムに命令することによって、前記サンプル管が対応しない閉止部
材で再閉鎖されることを防ぐ工程を含む請求項 8 記載の方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

「ワークセル」とはユーザの試料処理を補助する、独立型の装置か、またはより大きな
機器の中のモジュールである。「試料処理」とは、例えば診断目的での試料の定性的評価
および／または定量的評価などの検出、および／または検出前の試料の分類および／または
調製、または検出後の試料の保管および／または廃棄のいずれかを意味する。とりわけ
ワークセルは、分析および／または分析前および／または分析後の試料処理の工程に関連
付けられてもよい。ワークセルは互いに接続され、少なくとも部分的に互いに依存してい
てもよく、例えばそれぞれが、次のワークセルに進む前の必要条件となるような、試料処
理ワークフローの指定のタスクを実行してもよい。また、ワークセルは互いに独立して機
能してもよく、例えばそれぞれが分離したタスクを実行し、例えば同一または異なる試料
に異なる種類の分析を実行してもよい。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

「分析前のワークセル」とは、ユーザの、分析ワークセルによって処理される前の試料
の分類および／または調製を補助する、独立型の装置か、またはより大きな機器の中のモ
ジュールである。これは例えば、分析の種類および／または分析の優先順位によって試料
を分類する再分類ユニット、サンプル管に遠心力を作用させるための遠心分離機、ピペッ
トユニットがサンプル管から試料を分取する分取ユニット、試料を特定の温度にさらす熱
処理ユニット、試料成分を分離する分離ユニットのうちの1つまたは2つ以上を含んでい
てもよい。